

金融庁、サステナビリティ開示基準の適用開始及び 総会前開示に向けた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等 の改正案を公表

金融庁は、2025年11月26日、サステナビリティ開示基準の適用開始及び総会前開示に向けた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表しました（コメント期限：2025年12月26日）。

制度関連

金融庁

SSBJ基準



News

- 東京証券取引所プライム市場に上場する会社※1のうち、平均時価総額※2が1兆円以上の会社に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連記載事項について、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）※1に従って記載することを義務付けることが提案されています。
- 有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、剩余金の配当に関する事項を除き、定時株主総会又はその直後の取締役会の決議事項となっている事項について、概要等の記載を不要とすることが提案されています。

※1 本改正案では、東京証券取引所プライム市場及びSSBJ基準をそれぞれ告示指定することも併せて提案

※2 有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により算定



Background

2025年7月に公表された「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に
関するワーキング・グループ（以下「WG」という） 中間論点整理」では、**2027年3月期**から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にSSBJ基準の適用を義務付ける方針が示されました。また、2025年3月には、金融庁から、**有価証券報告書の定時株主総会前の開示の取組を推進していく**旨の方針が示されています。

これらの方針の公表を受けて、必要な制度整備を行うため、本改正案が公表されました。



Insight

SSBJ基準については、平均時価総額が3兆円以上の会社は**2027年3月31日**以後、平均時価総額が1兆円以上3兆円未満の会社は**2028年3月31日**以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、それぞれ適用が開始される予定です。ただし、当該要件に該当しない会社においても、**SSBJ基準を任意で適用することは可能である**旨が明示される見込みです。

なお、平均時価総額が5,000億円以上1兆円未満の会社においては、**2029年3月31日**以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からSSBJ基準の適用が開始される方向性で審議が進められています。

1. SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備

(1) SSBJ基準の適用

金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場する会社（①）のうち、平均時価総額（②）が1兆円以上の会社に対し、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（③）に従って、有価証券報告書等の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項を記載することを義務付けることが提案されています（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という）第19条の9第1項）。なお、平均時価総額が1兆円未満の会社であっても、SSBJ基準を適用することは可能である旨が明示される見込みです（開示府令第19条の9第2項）。

また、法令上の経過措置として、SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連記載事項を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること（いわゆる二段階開示）を可能とすることが提案されています（開示府令改正附則で規定予定）。

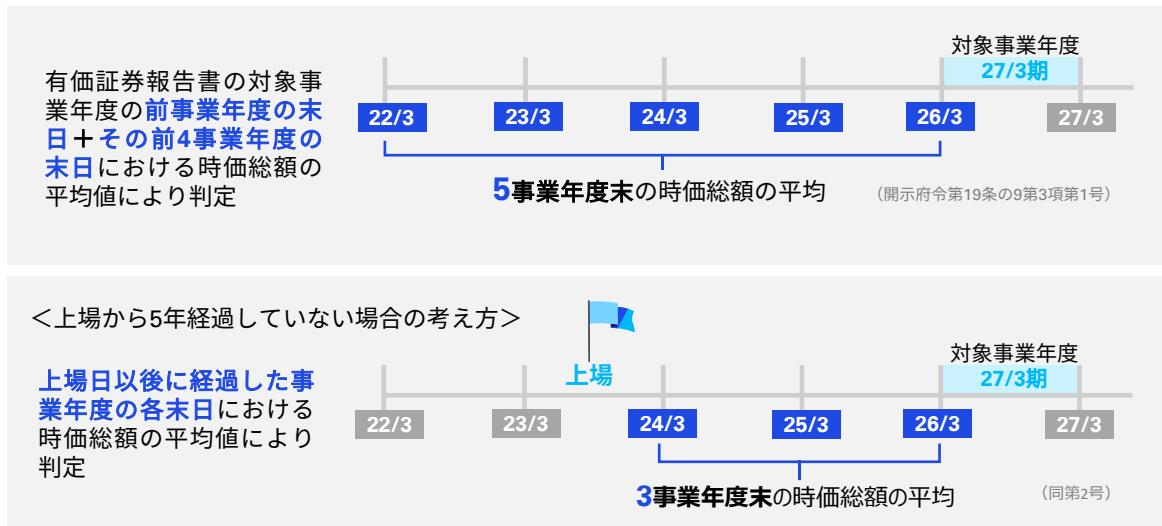
① 金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場する会社

「金融庁長官が指定する取引所金融商品市場」として、株式会社東京証券取引所プライム市場を告示指定することが提案されています。

② 平均時価総額

「平均時価総額」について、以下のように判定することが提案されています（開示府令第19条の9第3項）。

図表1：平均時価総額の考え方



出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について（金融庁）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>）を基にあずさ監査法人作成

③ 一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準

「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（SSBJ基準）」として、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が2025年10月31日までに公表したサステナビリティ開示基準を告示指定することが提案されています。

(2) SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目

SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目として、SSBJ基準上開示が求められる事項のほか、以下の内容に関する記載を求めることが提案されています。

図表2：SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目

開示項目	関連規定
<ul style="list-style-type: none"> ● SSBJ基準に準拠している旨 ● 開示府令第19条の9第1項（＝強制適用会社）又は第2項（＝任意適用会社）のいずれの規定の適用を受けるものかの別 ● 二段階開示の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにSSBJ基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出する旨 ● SSBJ基準に基づく経過措置の適用を受けている場合には、その旨、その根拠となる規定及び内容 ● 将来情報等（将来に関する情報、見積り情報又は提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報）を記載する場合、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来情報等が含まれる旨 ・ 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程 ・ 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来情報等の開示について責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む） 	開示府令第二号様式記載上の注意(30)、開示府令第三号様式記載上の注意(10)等

出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について（金融庁）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>）を基にあずさ監査法人作成

なお、前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合の取扱いとして、以下の事項が提案されています（開示府令第四号の三様式、同様式記載上の注意(9-2)等）。

- ・ 当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異がある場合、半期報告書（第一部【企業情報】第2【事業の状況】4【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】）において、当該数値及び当該確定値並びに当該差異が生じた理由を記載することができる
- ・ 当該項目に記載する事項がない場合、項目名を含め、記載は不要

(3) Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備

有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるScope3温室効果ガス排出に関する定量情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、見積りによる数値と実際の確定値との間に差異が生じたとしても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること）の責任を負うものではないとする考え方を明示することが提案されています。当該説明を記載するに当たっては、例えば、上記(2)の将来事項等に関する事項を記載することが考えられます（企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「企業内容等開示ガイドライン」という）5-16-2）。

なお、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要なScope3温室効果ガス排出に関する定量情報を、有価証券報告書等の提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する必要があります（企業内容等開示ガイドライン5-16-2）。

(4) 適用時期

改正後の開示府令等の規定について、以下の適用を予定している旨が金融庁から公表されています。

図表3：金融庁公表の適用時期

対象会社	適用時期
2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円以上の東京証券取引所プライム市場上場会社	2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から
2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が1兆円以上3兆円未満の東京証券取引所プライム市場上場会社	2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から

出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について（金融庁）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>）を基にあずさ監査法人作成

なお、直近のWGでの議論内容を踏まえると、平均時価総額が5,000億円以上1兆円未満の東京証券取引所プライム市場上場会社においても、2029年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からSSBJ基準の適用が開始される見込みです。

また、平均時価総額が5,000億円未満の東京証券取引所プライム市場上場会社におけるSSBJ基準の適用時期については、企業の開示状況や投資者のニーズ等を踏まえて検討のうえ、数年後を目途に結論を出すことが想定されます。

2. 有価証券報告書の総会前開示への対応

(1) 改正案の内容

現行の開示府令の規定では、有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、その記載事項のうち、定時株主総会又はその直後の取締役会の決議事項となっている事項について、その旨及びその概要を記載することとされています。当該規定は通則規定であり、対象となる記載事項は限定されていません。

一方、本改正案では、会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、**剰余金の配当に関する事項を除き、定時株主総会又はその直後の取締役会の決議事項となっている事項について、概要等の記載を不要とする**ことが提案されています（開示府令第三号様式記載上の注意(1)g）。

また、本改正案では、**半期報告書において、中間配当基準日現在における「大株主の状況」及び「議決権の状況」**の記載を可能とすることも併せて提案されています（開示府令第四号の三様式記載上の注意(15)(16)）。

(2) 適用時期

改正後の開示府令の規定について、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される予定です。

3. 今後の予定

本改正案に対するコメントの募集は2025年12月26日までとされており、寄せられたコメントを踏まえ、2026年1月中を目途に最終化される見込みです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public